

景観形成基準

景観形成の基本方針を具体化するために、景観形成基準を以下のとおりとします。

(1) 基本事項

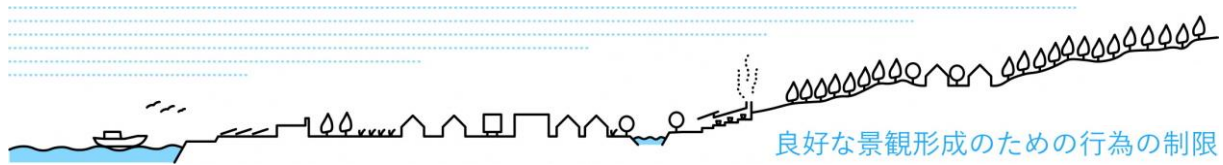
景観形成基準
ア 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史などの地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。 イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）などに基づく施策並びに県の条例などに基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。

(2) 共通事項

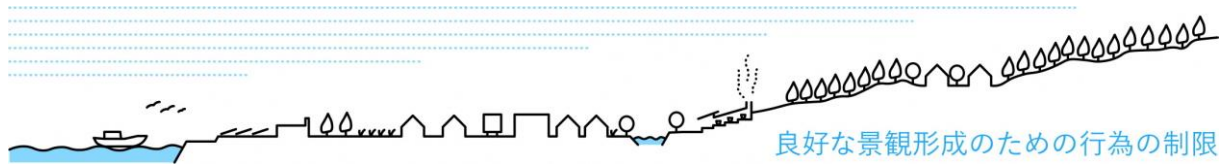
景観形成基準
ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物などへの眺望の妨げにならないよう努めること。 イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。 ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。 エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景など、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景などを考慮するよう努めること。 カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置	ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地などを保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 イ 山頂、丘陵地の頂部などの従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 ウ 連続する町並みなどの壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 エ 歴史的建造物などの保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。 オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。 カ 行為地が都市部にある場合は、隣接する優れた景観を有する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。



規模	ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割などによって規模を調節すること。 イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。						
形態	ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。						
意匠	ア ベランダ、バルコニーなどは、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体として秩序ある意匠とすること。 イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 ウ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。 エ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁などの意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 オ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。 カ 建築物の外壁には、施設の名称などを除き必要以上の広告及び図画などを表示しないよう努めること。 キ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。 ク 道路などの公共空間から見通すことのできる外壁などは、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。						
色彩	ア 外壁、屋根などには、けばけばしい色彩、高彩度の色彩などの不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は下表の色彩とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y</td><td>彩度6以下</td></tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP</td><td>彩度3以下</td></tr> </tbody> </table> ※アクセントカラーや素材色などで、良好な景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。 イ 外壁、屋根などの一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。 ウ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物などの色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。	色相	彩度	R・YR・Y	彩度6以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度3以下
色相	彩度						
R・YR・Y	彩度6以下						
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度3以下						
素材	ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 エ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、歴史的建造物などに使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果などを考慮した素材を使用すること。						
敷地の緑化	ア 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。						



	ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。 オ 道路などの公共空間に面する外壁などの前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。
その他	ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣などによって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。 イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。 ウ 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退することなどにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。

(4) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

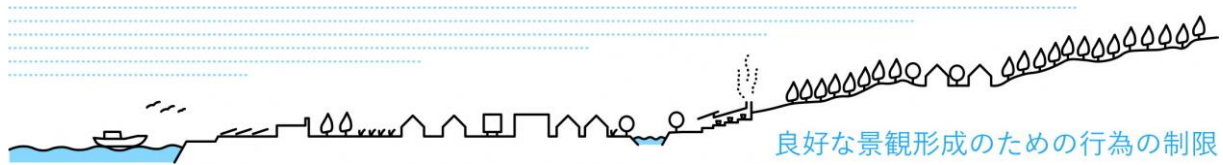
項目	景観形成基準
位置	ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地などを保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 イ 山頂、丘陵地の頂部などの従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 ウ 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 エ 行為地が歴史的建造物などの優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。 オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。
規模	ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割などによって規模を調節すること。 イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。
形態	ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 イ 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。
意匠	ア 工作物全体として秩序ある意匠とすること。 イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 ウ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。 エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 オ 工作物とそれらに附属する、さくなどの表面には、施設の名称などを除き必要以上の広告、図画などの表示を行わないこと。
色彩	ア 工作物の表面には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩などの不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は下表の色彩とする。



		色相	彩度
		R・YR・Y	彩度 6 以下
		GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度 3 以下
		※アクセントカラーや素材色などで、良好な景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。	
		イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。	
素材		ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 ウ 地域の自然素材又は伝統的な素材を使用するよう努めること。 エ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、歴史的建造物などに使用されている伝統的な素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果などを考慮した素材を使用すること。	
敷地の緑化		ア 工作物との調和を図りながら行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。 オ 道路などの公共空間に面する外壁などの前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。	
太陽光発電設備		ア 太陽光パネルの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 イ 太陽光パネル、フレーム、架台及び脚部などの附属設備を含め、低明度・低彩度の目立たないもので、周辺の景観と調和した色彩を使用すること。 ウ 太陽光パネルの材質は低反射性のもの又は防眩処理などを施したものをを使用すること。 エ 主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽および配置などの工夫を行うこと。 オ 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない、若しくは土地形状に違和感を与えないように配慮すること。	

(5) 開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）・水面の埋め立て又は干拓

項目	景観形成基準
土地の形状	ア 地形の改変をできる限り少なくし、従来地形を生かしたものとすること。 イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。
土地の緑化	ア 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。



	ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。
法面の 外観	ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディングなどによって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 周辺の植生との調和に配慮した法(のり)面の緑化を行うこと。 エ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 オ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画などを行わないこと。
その他	ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防などを周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽などを工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川などがある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。

(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽などによって、周囲の道路などからの遮へい措置を講ずること。
敷地の 形状	ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないよう努めること。 イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾(こう)配とし、ラウンディングなどによって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 エ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画などを行わないこと。
跡地の 緑化	ア 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
その他	ア 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川などがある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。

(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積又は貯蔵の方法	ア 集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とすること。 イ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。
遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽などによって、周囲の道路などからの遮へい措置を講ずること。



参考：色彩について

色彩を正確かつ客観的にとらえるため、マンセル表色系を用います。マンセル表色系は一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの属性の組み合わせで表現します。

〔色相〕 赤、黄色、青のような色の相違を表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。伝統的な日本の建築物や工作物などの外装色は、大多数が赤、黄赤、黄の暖色系であり、建築物としてのなじみややすさに大きく影響します。

〔明度〕 明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。明度の違いは遠くからでも認識しやすいため、眺望景観などに大きく影響します。明るさを抑えと、緑などの自然の背景と融和しやすくなります。

〔彩度〕 彩やかさの度合いを0から14までの数値で表します。くすんだ色ほど数字が小さく、明瞭な色ほど数字が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。彩度の高い色は目立ち、彩度の低い色は周辺の景観に融和し、街並みの秩序形成に大きく影響します。

建築物・工作物の色彩基準

色相	彩度
R・YR・Y	彩度6以下
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度3以下

右図の赤枠が、色彩基準に適合します。なお、印刷による正確な色ではないため、実際の色は色見本などによって確認してください。

